

■ 障害児（者）・児童のための手当・年金を支給します

次に該当する在宅の重度障害児（者）には、各種手当・年金が支給されます。

手当名	受給対象者	支給額（月額）
特別児童扶養手当	20歳未満の精神、知的または身体に重度、あるいは中程度の障害のある児童の生活の面倒を見ている人	1級…4万9900円 2級…3万3230円
障害児福祉手当	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の児童	1万4140円
特別障害者手当	20歳以上で、著しく重度の障害が重複する等、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の重度障害者	2万6000円

※各種手当の受給者は、所得状況届を9月10日(木)までに提出してください。

年金名	対象児童	年金額（年額）
心身障害児年金	20歳未満で下記に該当する人の保護者。ただし、障害児福祉手当を受給中の場合は対象となりません。 (1) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aもしくは精神保健福祉手帳1級の交付を受けている人、または特別児童扶養手当1級の認定を受けている人 (2) 身体障害者手帳3級、療育手帳B（中度）もしくは精神保健福祉手帳2級の交付を受けている人、または特別児童扶養手当2級の認定を受けている人	(1) 7万3500円 (2) 3万6800円

■問い合わせ 福祉課障害福祉係 ☎(21)0284 FAX(23)1433

次に該当する児童の保護者には、各種手当・年金が支給されます。

手当名	受給対象者	支給額（月額）
児童手当	中学校修了前の児童の保護者	3歳未満…1万5000円 3歳以上小学校修了前…1万円 (第3子以降は1万5000円) 中学生…1万円 ※保護者の所得が所得制限限度額以上の場合は、特別給付として子ども1人につき一律5000円
児童扶養手当	父子・母子家庭であり、18歳未満の児童の保護者	9680円～4万1020円 ※所得状況等により異なります。

※児童手当の受給者は、現況届を毎年6月中に提出してください。
※児童扶養手当の受給者は、現況届を毎年8月中に提出してください。

年金名	対象児童	年金額（年額）
遺児年金	下記に該当する中学生以下の児童を養育している人。 (1) 両親を亡くした児童 (2) 両親の一方を亡くした児童	児童1人につき (1) 3万6800円 (2) 2万4300円

■問い合わせ 子ども課子ども支援係 ☎(21)0288

■ まもなく 分譲宅地（玉川町玉地内）の販売を開始します



市は、玉川町玉地内に分譲宅地9区画を整備し、販売準備を進めています。分譲の申込方法など、詳しい内容は、広報たかはし9月号でお知らせします。

◆分譲の条件

- ・自ら居住する宅地を必要としている人（現住所は市内外を問いません。）
- ・分譲を受けた日から3年以内に住宅を建設すること
- ・分譲を受けた宅地を他人に譲渡したり、貸したりしないこと
- ・分譲契約書の条項および市宅地分譲規則に違反しないこと

■問い合わせ まちづくり課住宅係 ☎(21)0237



平成27年4月1日から 軽自動車税の税率が変更になります

平成26年度地方税法改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が変わります。車両の種類や最初の新規検査年月によって、適用される税率が異なります。

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎(21)0214

◆原動機付自転車、2輪車および小型特殊自動車

平成27年4月1日からの税率は次のとおりです。

種 別	種 別	年 税 額	
		変更前	変更後
原動機付自転車	50cc以下	1000円	2000円
	90cc以下（51cc～90cc）	1200円	2000円
	125cc以下（91cc～125cc）	1600円	2400円
	ミニカー	2500円	3700円
2輪の軽自動車	250cc以下（126cc～250cc）	2400円	3600円
2輪の小型自動車	250cc超	4000円	6000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1600円	2400円
	その他のもの（フォークリフトなど）	4700円	5900円

◆4輪以上および3輪の軽自動車

平成27年3月31日までに新規登録した車両（初めて車両番号の指定を受けた車両）の税率は変わりません。(1)平成27年4月1日以降に新規登録した車両から税率が上がります。(2)ただし、新規登録から13年を経過した環境負荷の大きい車両については、平成28年度から新税率をさらに1.2倍した税率となります。(3)

種 別	種 別	年 税 額		
		①平成27年3月31日までに新規登録した車両	②平成27年4月1日以降に新規登録する車両	③新規登録から13年を経過した車両
3輪のもので、総排気量660cc以下のもの	乗用	3100円	3900円	4600円
	貨物用	3100円	3900円	4600円
4輪以上のもので、総排気量660cc以下のもの	乗用	営業用	5500円	6900円
		自家用	7200円	1万8000円
	貨物用	営業用	3000円	3800円
		自家用	4000円	5000円

■ 救急の日のイベントを開催します



9月9日は救急の日です。この日を含む日曜日から土曜日までの1週間を救急医療週間として、全国的に啓発活動が実施されます。

消防署は、救急業務への理解と認識、応急手当の普及啓発、救急車の適正利用について、市民の皆さんに広く知っていただくため、FC吉備国際大学シャルムの皆さんと次の行事を行いますのでお気軽にご来場ください。

- ◆日 時 9月9日(火) 午前9時～正午（雨天決行）
- ◆会 場 消防署
- ◆内 容 消防車・救急車の展示、心肺蘇生法・AEDの実技体験など

■問い合わせ 消防署 ☎(21)0119